

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(清水町地域防災計画及び清水町防災ハザードマップより)

## 清水町 防災ハザードマップ

水

土

地

噴

**防災ハザードマップについて**

「清水町防災ハザードマップ」は、大雨によって清水町周辺の河川が増水し、堤防が決壊した場合に被害が想定される浸水区域や土砂災害のおそれのある箇所、地震想定、地震被害、富士山が噴火した場合の溶岩流が到達する可能性がある範囲、避難所などの情報を示したものです。

**このマップの使い方**

この防災ハザードマップを通して、想定される災害を認識し、避難経路・避難所・避難行動・災害危険箇所などを確認してください。また、家庭や学校、事業所、地域における防災・減災活動にご活用ください。

**想定される災害の前提条件**

**■清水町の浸水想定**  
 狩野川水系狩野川・黄瀬川・大場川・栄光川・柿沢川において、想定しうる最大規模の降雨(1000年に一度程度の発生確率)による浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示しています。これは、想定最大規模の降雨に伴う洪水をシミュレーションにより予測したものです。前提となる降雨は以下になります。  
 48時間の総雨量  
 ●狩野川流域(大仁地点より上流)828mm ●狩野川流域(雲倉地点より上流)746mm  
 ●狩野川流域(黒瀬地点より上流)721mm ●黄瀬川流域(本宿地点より上流)852mm  
 ●大場川流域(大場地点より上流)844mm ●栄光川流域(蛇ヶ橋地点より上流)847mm

**■清水町の地震想定**  
 相模トラフのプレート境界で発生した先線関東地震(マグニチュード8.2)を、現在の知見をもとにシミュレーションにより予測したものです。

**■清水町の溶岩流想定**  
 富士山山体の南東側を火口とする大規模(宝永山の南東約2~3km付近)、または中規模(宝永山の南東約8~9km付近)の噴火が起きた場合の溶岩流をシミュレーションにより予測したものです。

### 洪水について

**■浸水想定区域**  
 浸水想定区域は、次の2種類の氾濫が起こった場合の浸水区域を示しています。

**外水氾濫**

河川の水位が上昇し、堤防から水があふれ住宅などが浸水します。

**内水氾濫**

一時的に排水施設の処理能力を超える場合や、河川の水位上昇に伴って雨水を排水できない場合に建物、道路などが浸水します。

**■基準水位観測所(水位危険度レベル)**  
 川の水位が上昇するに伴って、氾濫の発生する危険性が高まります。狩野川・黄瀬川では、以下の各基準水位が設定されています。避難判断水位に達した時に高齢者等避難、氾濫危険水位に達した時に避難指示が町から発令されます。

河川名	観測所名	所在地(位置)	水辺階層(指定)水深	氾濫注意(管理)水深	出発水位	避難判断水位	氾濫危険水位(浸水想定)管理水位	計画高水位
狩野川	雲倉	清水町雲倉	3.0m	4.0m	4.6m	6.8m	7.2m	7.58m
黄瀬川	本宿	長良町本宿	2.0m	3.0m	3.8m	3.9m	4.2m	6.18m

**■浸水継続時間(想定最大規模)**  
 浸水継続時間(想定最大規模)とは、浸水深が50cmになってから最終的に50cmを下がるまでの通算時間です。浸水継続時間が長期にわたると想定される地域では、立退き避難せず自宅の2階などに待避した場合の問題として特に以下の点に注意してください。  
 ●浸水深が深い場合には、家から外に出られない。  
 ●備蓄している水や食料等がなくなる。  
 ●衛生環境が悪化する。  
 ●病人が出た場合に対応が難しい。  
 ●定期的な診療を受けている人は診療を受けられない。

**■凡例**

- 24時間以上
- 24時間以上12時間未満
- 12時間以上12時間未満
- 6時間未満

### 清水町の地震想定

元禄型関東地震(マグニチュード8.2)が発生した場合に想定される震度と液状化について、シミュレーションをしました。清水町で想定される最大の震度階級は6強です。地震を感じたときは、まずは身の安全を確保しましょう。液状化とは、今までしっかりと建物を支えていた地盤が地震による揺れを受けることで液体のようになる現象です。地盤が液状化すると重い建物等を支えられなくなるため、建物の傾斜等の被害が発生します。

**揺れやすさマップ**

揺れやすさマップは、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを震度階級として示したものです。

**液状化危険度マップ**

液状化危険度マップは、建物・堤防・橋梁・ライフライン施設などに影響を及ぼす液状化の可能性の大小を判定して示したものです。

**■凡例**

- 震度6強
- 震度6弱
- 震度5強
- 震度5弱

**■凡例**

- 大
- 中
- 小
- なし
- 対象外

出典：静岡県、静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告)(平成25年6月27日)静岡県、静岡県第4次地震被害想定調査(第二次報告)報告書(平成25年11月29日)

(洪水：ハザードマップより)

清水町防災ハザードマップは、狩野川水系狩野川・黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川において1,000年に一度程度の発生確率による浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深を示している。

昭和33年の狩野川台風では、狩野川流域に甚大な被害が発生したが、その後、狩野川放水路や狩野川水系直轄砂防事業が進められ、令和元年10月の台風19号では、昭和33年の狩野川台風を上回る流域の雨量となったが、狩野川本川からの氾濫を防ぐことができ、人的被害をゼロ、家屋被害も内水等による浸水被害に抑えることができています。

また、伏見地区、長沢地区、柿田地区の一部の工業地域と卸団地地区が0.5m～3mの浸水が、長沢地区、柿田地区の狩野川河川沿いの工業地域に河岸浸食が予想されているため、洪水の発生確率は低いものの、豪雨や暴風雨等への事前対策を備えておく必要がある。

(土砂災害：ハザードマップより)

町内で土砂災害警戒区域の土石流が2箇所、土砂災害警戒区域の急傾斜地が18箇所、土砂災害特別警戒区域の急傾斜地の崩壊が18箇所指定されている。大雨時、地震時には被害が予想され、十分な警戒が必要である。なお当町南部には、崩壊土砂流出危険地区が1か所、山腹崩壊危険地区が8箇所指定されている。

(地震：静岡県第4次地震被害想定より)

静岡県は東日本大震災の教訓を生かし、平成25年に地震をレベル1（発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震）、レベル2（発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震）として区別し、地震と津波を想定した被害想定として、静岡県第4次地震被害想定を報告した。この報告では「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震」と「相模トラフ沿いで発生する地震」が想定されている。これらの想定される地震のなかで、清水町において最も大きな影響を与える地震は、相模トラフ沿いで発生する「元禄型関東地震（マグニチュード8.2）」であり、清水町で想定される最大の震度階級は6強とされている。

(津波：ハザードマップより)

現状、津波による被害想定はされていない。

(火山：清水町地域防災計画より)

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、静岡県は平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。

富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成27年3月)」(以下、「広域避難計画」という。)により実施する。関係機関はあらかじめ必要な防災対応を検討しておく。なお、協議会では令和3年3月に富士山ハザードマップを改定したことから(別表参照)、新たな噴火想定に基づく広域避難計画が令和5年3月に改定された。そのため、広域避難計画の改定を踏まえ、町の広域避難計画及び町地域防災計画の修正を行う。

(火災：清水町地域防災計画より)

都市化による中高層建築物の急増、生活様式の多様化、危険物の保有施設の増加などにより火災の様相も複雑化し、消火の困難性とあいまって、多数の人命が脅かされるおそれがある。

(原子力災害：清水町地域防災計画より)

原子力災害については、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。県では、国の原子力規制委員会の指針と、原子力規制委員会が公表した拡散シミュレーション結果を踏まえ、浜岡原子力発電所から半径約 31 km 圏内を原子力災害対策重点区域と定めた。なお、過酷事故により、放射性物質が大量に大気環境に放出された場合には、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性があること、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮し、必要に応じ、原子力災害対策重点区域外についても、区域内と同様な原子力災害対策を実施するものとしている。

(複合災害・連続災害：清水町地域防災計画)

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。当町の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(M8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、3年前から流行が始まった新型コロナウイルス感染症は少しずつ縮小し、令和5年5月に感染法上2類から5類へ移行し収束しているものの、いつ再拡大するかわからない状況にあり、今後も感染に注意して対応していくことが求められている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 973人 ・小規模事業者数 511人

【内訳】

業種	事業所数	内小規模事業者	備考(事業所の立地状況)
製造業	195	75	伏見、玉川、長沢、柿田の工業地域に集積されており伏見地区新川～黄瀬川沿いは3m未満の浸水が想定される。
建設業	153	118	町内全域に立地しており、徳倉、湯川、的場の狩野川沿いは浸水が予想される。
卸・小売業	270	79	卸売業は、卸団地に集積しており、0.5m未満の浸水が想定されている。小売業は、玉川地区に大型ショッピングセンターがある他、食品スーパー、ドラッグストア等の日用品店は町内に分散している。徳倉地区の店舗が3m未満の浸水想定地域にある他は、浸水想定外地域に立地している。

サービス業	280	189	町内全域に立地している。
そ の 他	75	50	町内全域に立地している。
合 計	973	511	

### (3) これまでの取組

#### 1) 町の取組

##### ・清水町地域防災計画の策定

災害対策基本法第42条に基づき、清水町防災会議において、清水町地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正している。

本計画は、町民の生命、財産を災害から保護することを目的として、平常時における災害の予防対策、災害発生時の応急対策、災害発生後の復旧・復興などに関することについて、清水町、防災関係機関、町民・事業所のそれぞれが果たすべき役割、責務を定めている。

本計画は、地震、風水害、大火災等の災害・事故に共通する対策をまとめた共通対策編と、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22号の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含む「地震対策編」、富士山の噴火に備えるため「火山対策編」を作成している。

##### ・防災訓練の実施

災害対策基本法の趣旨において、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、定期的に総合防災訓練を実施している。

清水町では、毎年9月に総合防災訓練を実施し、災害対策本部体制の強化、防災関係機関の連携、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図っている。

卸団地地区においては、沼津卸団地組合が中心となって、年に一回、防災訓練を実施している。

##### ・防災、感染症対策備品の備蓄

災害の発生により被災した町民のために、食料及び寝具等の生活必需品の備蓄が必要である。現在、町役場、小中学校等に防災倉庫を設置し、防災資機材を備蓄している。自主防災組織に対しては、防災倉庫には資機材を支給している。

備蓄品に関しては、万全の管理を行い、保存期間等のあるものは適宜、更新をおこなうものとする。

##### ・清水町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型コロナウイルス感染症の流行開始から3年以上が経過し、感染は拡大と縮小をくりかえしているが、感染症法上2類から5類へ位置づけが行われ、徐々に収束する兆しが見えてきたが今後も感染症対策を行いながら経済活動を実施していく。

## 2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策等の周知  
災害発生に対する備えの大切さや BCP 策定の必要性を認識していただくため、会員事業者に対して広報誌及びホームページ等により国等の BCP 関係施策や関連補助制度を適宜・適切に周知している。
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催  
BCP 策定個別相談を実施している。
- ・あいおいニッセイ同和損保と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄  
災害時に必要な備品等を確認し備蓄している。
- ・清水町が実施する防災訓練への参加及び協力  
各職員が住んでいる地区の防災訓練への参加している。

## II 課題

緊急時、小規模事業者の事業継続力強化計画を支援するため、当会と町が協力体制を取ること、また支援の重要性について把握し、具体的な取り組みやマニュアルを整備することが現状の課題である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄及び、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間とする。

### 2. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・清水町商工会と清水町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・当会は清水町と連携し、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援していく。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・清水町商工会においては、巡回経営指導時に、清水町防災ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組やBCP策定などを含めた対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年事業継続計画を作成（別添）。  
訓練時・災害時に適宜見直しを行い、行政、連携保険会社等との組織体制をブラッシュアップする。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・静岡県商工会連合会及び全国商工会連合会・会員事業所であるあいおいニッセイ同和損保の支援のもと専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・年1回BCPの取り組み状況を確認し、最新情報を提供し、必要であれば見直し等を図る。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、一人一人の命を守る自助及び人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、清水町における感染対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有した時点において、その被害規模に応じて、清水町商工会と清水町との間で実施する応急対策の方針を決める。方針決定は両方で協議し、想定する応急対応策内容は、おおむね下記の表の判断基準とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

被害規模の目安と想定する対応策の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の災害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	① 緊急相談窓口の設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務 ③ 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	① 緊急相談窓口の設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

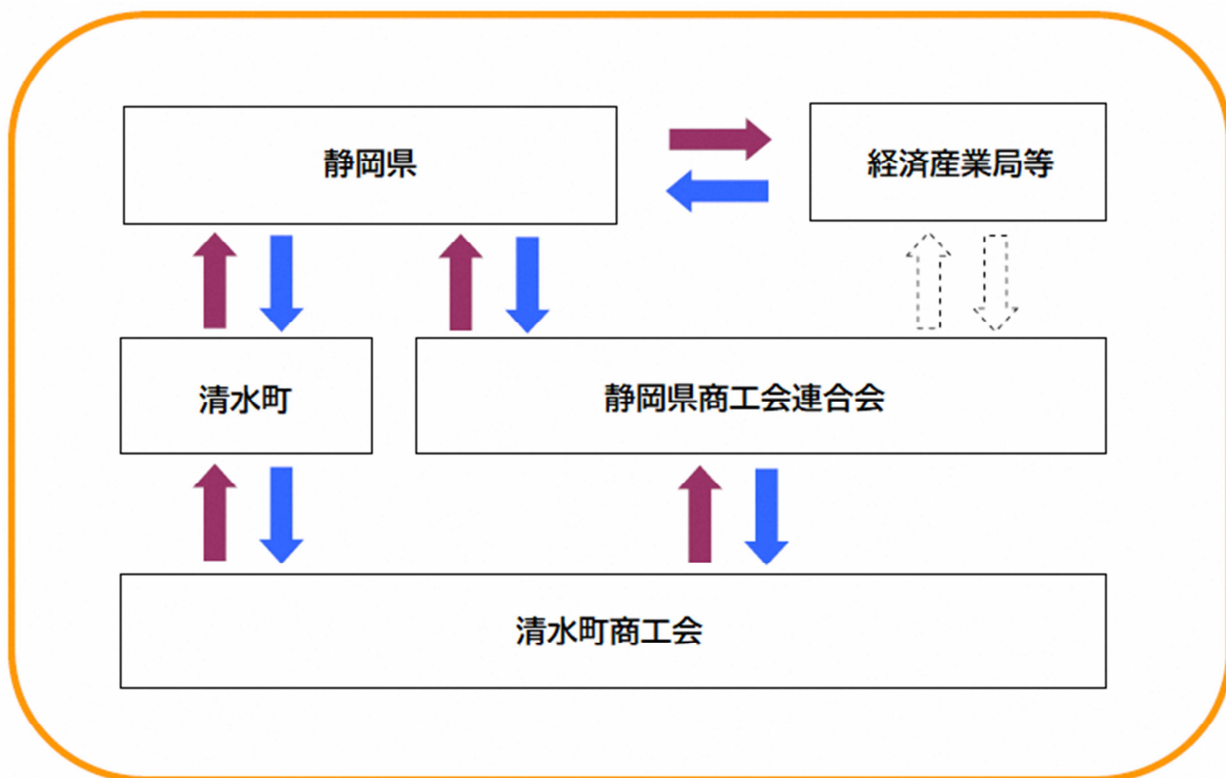
- ・本計画により、当会と町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・感染症が流行した場合は、町で策定された「清水町新型インフルエンザ等対策行動計画」に順じ、必要な情報の把握と発信を事業者に対して実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて指示命令系統・連絡体制を決める。
- ・当会と町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は町より県へ速やかに報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は町より県へ報告する。





○被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の状況（全壊、半壊）</li> <li>・浸水の状況（床上、床下）</li> <li>・機械設備の状況</li> <li>・製品等の状況</li> </ul>
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品その他

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について町と相談する。  
（当会は国の依頼を受けた場合は、災害支援関連の特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応援時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、巡回訪問の他ホームページや説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

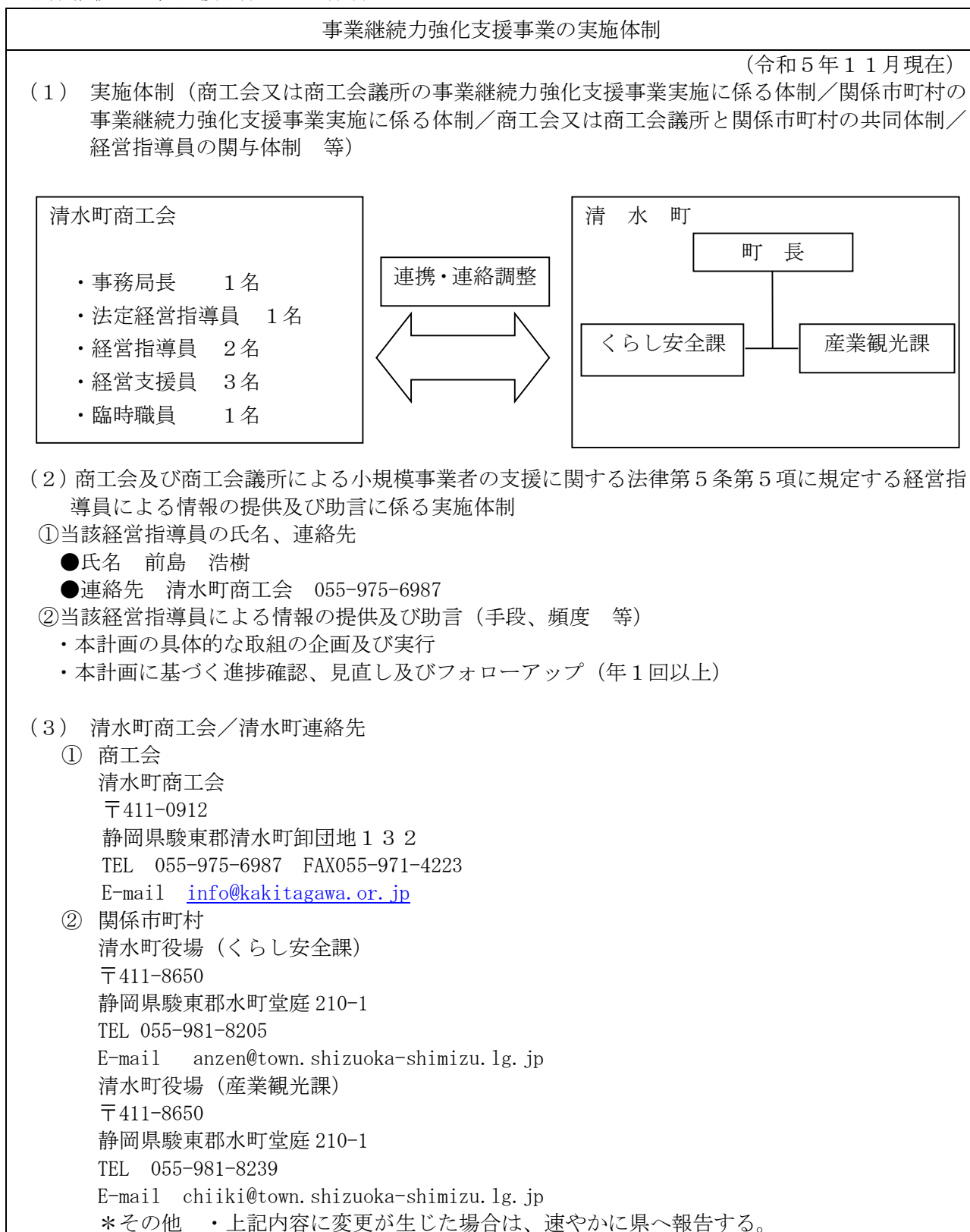
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、災害小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

\*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ等作成費	150	150	150	150	150
・ 防災等対策費	100	100	100	100	100
・ 通信費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、町補助金、事業委託費、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一) 静岡県中小企業診断士協会                      (会長：鈴木 宣二 住所：静岡県静岡市葵区御幸町 3-21-ペガサード 3階 TEL054-255-1255)</li> <li>・(有) オフィス創 あいおいニッセイ同和損保代理店                      (代表取締役 藤井 利一 住所：静岡県沼津市真砂町 4-10 TEL 055-952-8880)</li> </ul>
連携して実施する事業の内容
1. 事前対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する災害リスクの周知</li> <li>・事業者向け BCP 策定セミナーの開催</li> <li>・BCP 関連損害保険制度の周知</li> <li>・事業者向け BCP 作成支援</li> </ul> 2. 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の復旧・復興に向けた各種相談窓口支援</li> <li>・被害状況と照らし合わせた速やかな保険請求手続き支援</li> <li>・被災企業に対する公的支援施策等の情報提供</li> </ul>
連携して事業を実施する者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災に伴う倒産及び再建計画支援</li> <li>・被災に伴う資金繰り悪化防止</li> <li>・被災後の事業再建及び再建資金の支援</li> </ul>
連携体制図等